

大阪府介護保険施設等指導実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、大阪府介護保険施設等指導要綱（以下「大阪府指導要綱」という。）第9条の規定に基づき、大阪府指導要綱第1条に規定する介護保険施設等に対して行う指導に関し必要な事項を定める。

(対象及び実施方法等)

第二条 集団指導及び運営指導の対象及び実施方法については、次に掲げるとおりとする。

2 集団指導

一 対象

指定又は許可を受けている全ての介護保険施設等を対象とする。ただし、保険医療機関等であって介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第71条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（以下「みなし事業者」という。）については、集団指導の内容を関係団体等を通じて情報提供することをもって代える。

二 実施方法

イ 実施通知

集団指導の実施に当たっては、あらかじめ日時、場所、指導内容等を定めた上で、実施日のおおむね3週間前までに介護保険施設等に通知する。

ロ 参加確認

一定の場所に集めて講習等の方法により実施する場合は、集団指導の実施場所において確認を行い、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画配信等により実施する場合は、アンケートにおいて確認する。

3 運営指導

一 対象

イ 一般指導

(1) みなし事業者を除く全ての介護保険施設等の中から、福祉部高齢介護室長が別に定める重点指導項目等に基づき選定した介護保険施設等を対象とし、計画的に実施する。選定に当たっては、介護保険施設等の地理的条件等を勘案し、効率的に実施することができるよう努めるものとする。

(2) イの規定にかかわらず、福祉部高齢介護室長が必要と認める介護保険施設等を対象とし、適宜実施する。

ロ 合同指導

厚生労働省又は市町村と合同で運営指導を行うことが必要と認められる介護保険施設等を対象とし、適宜実施する。

二 実施方法

イ 実施通知

運営指導の実施にあたっては、実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、実施場所、準備すべき書類、運営指導担当者等を、「運営指導の実施及び関係書類の準備等について（通知）（様式1-1）」（以下「運営指導実施及び準備等通知書」という。）により、あらかじめ運営指導の対象となる介護保険施設等（以下「運営指導対象施設等」という。）に通知する。ただし、高齢者虐待が疑われている等の理由により緊急を要するもの等については、運営指導開始時に「運営指導の実施について（通知）（様式2）」（以下「実施通知書」という。）により通知するものとする。

ロ 運営指導対象施設等に事前に書類等を提出させる必要がある場合は、その旨を運営指導実施及び準備等通知書に付記するものとする。

ハ 運営指導は、運営指導担当者（福祉部高齢介護室職員）2名以上で行う。

ニ 運営指導は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、進捗状況により超過が見込まれる場合は、運営指導対象施設等の同意を得て実施時間を延長するものとし、同意を得られないときは、運営指導を中断し、翌日以降の福祉部高齢介護室長が指定する日に再開するものとする。

ホ 運営指導の実施に当たって必要があると認めるときは、居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類（以下「帳簿書類等」という。）又はその写しを徴するものとする。

ヘ 運営指導担当者は、帳簿書類等の提出を受けたときは、「預かり書（様式3）」を作成し、運営指導対象施設等に交付するものとする。

ト 運営指導担当者は、運営指導対象施設等の管理者等から報告された事項について、必要があると認めるときは、「運営指導における確認調書（質問顛末書）（様式4）」を作成し、署名を得るものとする。

チ 運営指導担当者は、運営指導終了後、「介護保険施設等運営指導結果報告書（様式5）」を作成し、福祉部高齢介護室長に報告するものとする。

三 運営指導の留意点

イ 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、運営指導において確認する項目を大阪府指導要綱第4条第2項第二号に規定する確認項目に沿って行う等、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

ロ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図るものとする。

ハ 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等、介護保険法に関連する法律に基づく立入検査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、担当部門間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うよう努めるものとする。

ニ 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、運営指導対象施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等に

については1部とする。また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、原則、電磁的記録を確認するものとする。

ホ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

(指導結果の通知等)

第三条 大阪府指導要綱第6条に定める通知は、運営指導対象施設等の事業運営が適正と認められる場合は「運営指導の結果について（通知）（様式6-1）」により、介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる場合や介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合に、「運営指導の結果について（通知）（様式6-2又は6-3）」（以下「結果通知書」という。）によって行う。

2 大阪府指導要綱第6条に定める報告は、結果通知書（様式6-2）により通知した場合に、「運営指導改善状況報告書（様式7）」（以下「改善状況報告書」という。）により福祉部高齢介護室長が定める日までに、その改善状況を報告させるものとする。

(介護給付費算定等に係る自主点検の指導等)

第四条 介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合は、運営指導対象施設等に対し、大阪府指導要綱第1条に規定する居宅サービス等の提供を行った全ての事例（運営指導の実施日において介護報酬の過誤に関し消滅時効が完成しているものを除く。ただし、運営指導対象施設等がそれを対象とすることは妨げない。）について自主的に点検をさせ、点検の結果、確認された過誤も含めて過誤に係る調整（以下「過誤調整」という。）を行うよう指導するものとし、自主的な点検の結果及び過誤調整の額等を、改善報告書により報告させるものとする。

(市町村等との連携)

第五条 運営指導において必要がある場合は、結果通知書及び改善状況報告書の内容について、市町村等に情報提供を行うものとする。

(委任)

第六条 この要領に定めるもののほか、指導に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から実施する。なお、この要領の施行に伴い、「大阪府介護保険施設等指導実施要領」及び「大阪府指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者指導実施要領」を廃止する。